

平成22年2月22日

各 位

ワタミフードサービス株式会社
代表取締役社長 桑原 豊

広島県西部東保健所からの行政処分について

当社が運営する店舗「語りい処 坐・和民 広島西条駅前店」において、当該店舗で食事をされたお客様に嘔吐、下痢等の食中毒症状がみられました。広島県西部東保健所より2月22日付にて行政処分がございましたのでお知らせ致します。

発症された皆様に対し、一日も早いご快復をお祈り申し上げるとともに深くお詫び申し上げます。

当該店舗が提供した食事が原因とする食中毒と断定され、当該店舗に対して営業の禁止処分を受けております。

当社では、今回の件を厳粛に受け止め行政機関の指導の下、原因の究明と再発防止、信頼回復のため、グループ全社をあげて安全衛生強化に取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
ワタミグループ PR・IRグループ 電話:03-5737-2784